

ともに生き、 ともに輝く未来へ

第5次佐伯市男女共同参画計画



佐伯市



男女共同参画社会の まちづくりをめざして

男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、佐伯市にとって極めて重要な課題です。

佐伯市は、平成30年4月に「第4次佐伯市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな各種施策を積極的に実施し、推進してきました。

しかしながら、わたしたちの取り巻く社会環境は、人口減少社会の本格化や少子高齢化の進行、大都市圏への若年者の流出など深刻な課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発する大規模災害の状況下、女性や子どもに対する差別、偏見、暴力が増えています。さらに、人生100年時代の到来と働き方、暮らし方の変革、多様化、デジタル化社会など、社会情勢が急速に変化している状況にあります。

佐伯市は、こうした現状を踏まえつつ、効果的に施策を推進していくために、今後、将来にわたり持続可能なまちを創るため、「さいきオーガニックシティ」の理念の下、国、県の第5次男女共同参画計画や第2次佐伯市総合計画(後期基本計画)との整合性を図り、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年を計画期間とした「第5次佐伯市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画は、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心に暮らせる生活環境づくり」及び「男女共同参画社会の実現に向けた促進・社会づくり」を基本計画に掲げています。すべての市民が自分らしく、いきいきと暮らし、さまざまな分野において自分の意志によって活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、熱心に議論いただきました佐伯市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などに御協力いただきました多くの市民、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

佐伯市長 田中利明

目 次

★ 計画の策定に当たって ★	1
★ 計画の策定の背景 ★	4
★ 第5次佐伯市男女共同参画計画体系 ★	5
★ 推進体制 ★	6
★ 計画の内容 ★	7
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	7
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる生活環境づくり	20
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり	31
★ 資 料 ★	37

★ 計画の策定に当たって ★

計画策定の趣旨

本市では、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成19年に「佐伯市男女共同参画社会推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。この条例では、男女共同参画社会※¹の推進を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的な推進に取り組むことを明記しています。

このような状況の中、「第4次佐伯市男女共同参画計画(平成31年度策定)」により男女共同参画の様々な各種施策に取り組んできました。令和5年4月に策定された「第2次佐伯市総合計画(後期計画)」において、「さいきオーガニックシティ」※²の実現を目指していくために、「さいき7つの創生」を政策の柱とし、「人が交流し、活力あふれるまちの創生」を掲げ、その中で「男女共同参画の推進」を主な施策の一つとしています。

今回、同計画が令和5年度で計画期間が終了することに伴い、これまでの成果と新たな課題を踏まえ、さらなる取組を推進していくため「第5次佐伯市男女共同参画計画」を策定するものです。

※1 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※2 さいきオーガニックシティとは

将来にわたり持続可能なまちを創るため、「経済・社会・環境」の3つの側面に配慮し、その全てが調和した取組を推進することとし、市民や企業、行政など地域社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割の下、相互連携を図りながら形成された「人と自然が共生する持続可能なまち(循環型共生社会)」をいう。

さいきオーガニックシティ概念図

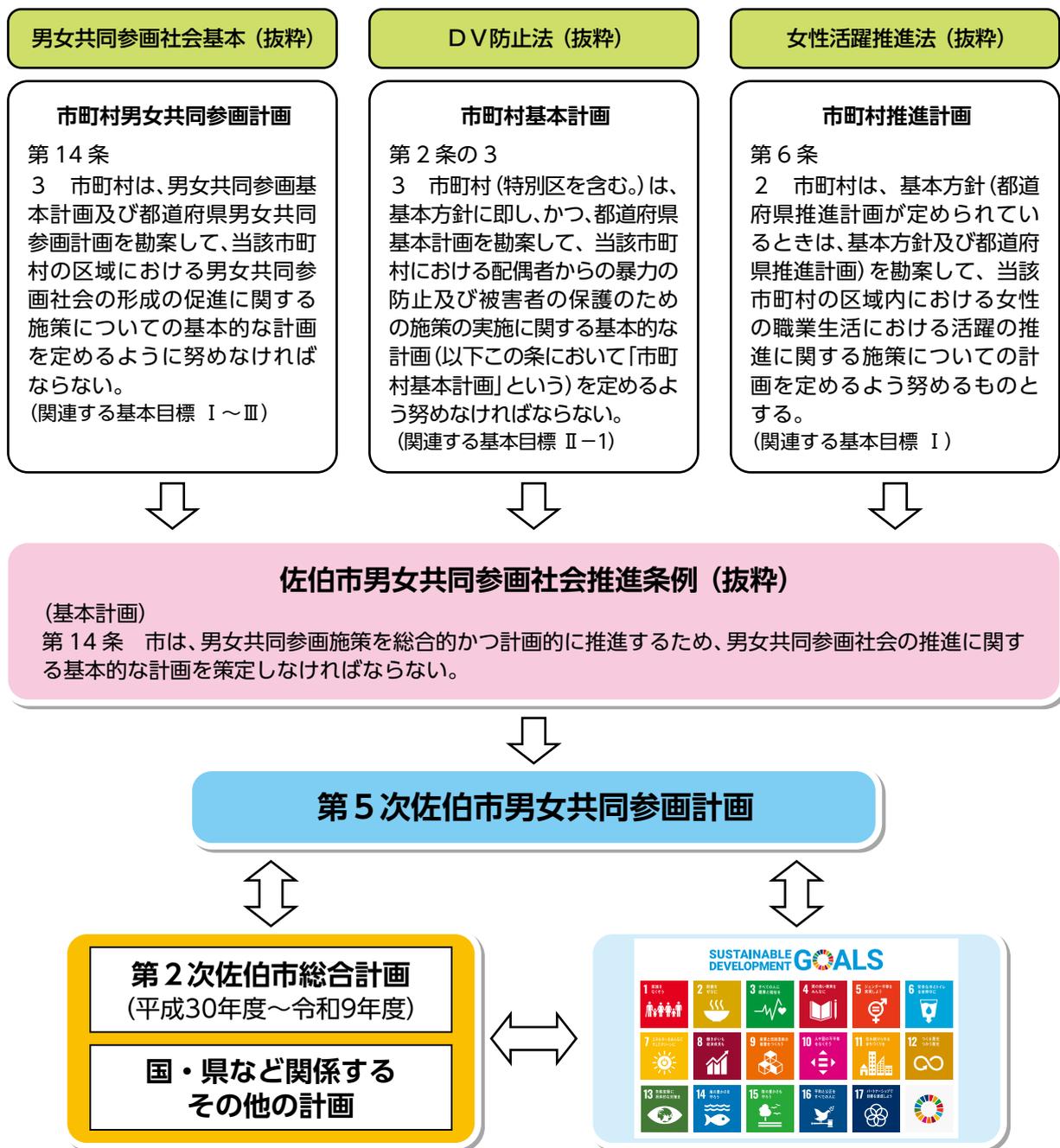


(資料:第2次佐伯市総合計画 後期基本計画)

計画の位置づけ

佐伯市男女共同参画計画(以下「参画計画」という。)は、条例第14条に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に規定する計画に当たります。

また、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)*を念頭におきながら、国、県などの他分野の関連計画との整合性や調和を図っていきます。



*「SDGs」(持続可能な開発目標)とは

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略語。2015年に国連が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。

計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの 5年間

基本理念

「佐伯市男女共同参画社会推進条例」に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

- 1 男女一人ひとりの人格、個人の尊厳の尊重
- 2 性別による差別なく能力を発揮する機会の確保、人権の尊重
- 3 性別による役割分担を反映した社会制度や慣行の影響を受けない社会活動の自由な選択
- 4 政策や立案、決定に共同参画する機会の確保
- 5 家庭生活と社会生活の両立
- 6 性に関する身体的特徴の理解、性と生殖に関する意思尊重、健康な生活を営む権利
- 7 国際的協調の下での男女共同参画社会の推進

計画の策定体制

(1)計画策定会議における検討

本計画を策定するに当たり、有識者や関係団体の代表者などで構成する「佐伯市男女共同参画審議会」において計画案の内容を御審議いただき、幅広い意見の集約と計画内容への反映を図りました。

(2)市民アンケート調査の実施

令和4年11月15日～令和4年12月16日の期間に、佐伯市在住の16歳以上2,000人の方を対象に市民アンケート調査(「男女共同参画社会づくりのための市民アンケート調査」(以下「市民意識調査」という。))を実施し、729人の回答が得られました。男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権、女性の活躍などに関する意識・実態等、得られた調査結果を計画内容へ反映しました。(結果は百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。四捨五入の結果、個々の比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答では、合計が100%を超えることがあります。)

(3)パブリックコメントの実施

令和6年1月4日～2月5日までの期間を設けて計画案の内容を公表し、市民からの意見を公募しました。その結果も考慮し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

✦ 計画の策定の背景 ✦

国の動き

我が国の男女平等の実現に向けた取組は、日本国憲法にその理念が明記されたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、進められてきました。平成11年に、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成30年には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。令和元年には、「女性活躍推進法」等を改正するなどし、多様で柔軟な働き方の実現や、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備することや、女性の活躍を更に推進するとともに、ハラスメントのない社会の実現を目指すことにしています。

令和2年には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、人口減少の本格化や人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、「新しい令和の時代、新しい日常」の基盤となる男女共同参画社会の形成の促進を図っていくことなどが示されました。

県の動き

大分県では、平成15年に男女共同参画に関する拠点施設として、「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」を開設し、平成27年に経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組むように働きかけてきました。

令和2年に、「女性が輝くおおいたアクションプラン2020」を策定し、「働きたい女性への支援」、「働いている女性への支援」、「仕事と家庭を両立できる環境づくり」を柱として、女性が働きやすく活躍できる県づくりを推進しています。令和3年には、「第5次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「誰もが人権を尊重され、尊厳を持って暮らせる大分県」、「女性はもとより多様な人材を活かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を発揮できる大分県」、「暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身共に健やかに暮らせる大分県」の3つを掲げ、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

佐伯市の動き

本市では、「第4次佐伯市男女共同参画計画」に掲げる具体的な施策の進捗管理について、「佐伯市男女共同参画審議会」で行い、全庁的に男女共同参画の推進を積極的に図ってきました。「第5次佐伯市男女共同参画計画」策定に当たっては、国や県の動向を踏まえるとともに「第2次佐伯市総合計画(後期計画)」を始めとする関連する他の計画との整合性や調和を図りました。さらに、頻発する大規模災害の発生は、人々の生活を脅かすと同時に男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある方々が深刻な影響を受けることから、第5次計画には、男女共同参画視点に立った地域防災・復興について盛り込んでいます。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるため「DV防止法に基づくDV対策基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるため「女性活躍推進法に基づく佐伯市推進計画」と一体のものとして策定しています。

★ 第5次佐伯市男女共同参画計画体系 ★

—市の基本政策(第2次佐伯市総合計画・人が交流し、活力あふれるまちの創生)—

男女共同参画のまちづくり

基本目標	施策の方向	施 策
<p>I</p> <p>あらゆる分野における女性の活躍</p> <p>(女性活躍推進法に基づく佐伯市推進計画)</p>	<p>1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>2 職業生活における女性の活躍の推進</p> <p>3 地域・農山漁村における女性の活躍の推進</p> <p>4 ワーク・ライフ・バランスの実現</p>	<p>①市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>②女性リーダーの育成</p> <p>①雇用の分野における男女平等の推進</p> <p>②女性のニーズに応じた就労支援</p> <p>①地域における女性の活躍推進に向けた支援</p> <p>②農山漁村における女性の参画拡大・働きやすい環境づくり</p> <p>①職場における両立支援の推進</p> <p>②育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり</p>
<p>II</p> <p>安全・安心に暮らせる生活環境づくり</p>	<p>1 配偶者等からの暴力の根絶 (DV防止法に基づく佐伯市DV対策基本計画)</p> <p>2 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>3 人権の尊重と自立への支援</p> <p>4 防災・復興における男女共同参画の推進</p>	<p>①配偶者等の暴力の根絶に向けた意識啓発</p> <p>②被害者の相談・支援体制の充実</p> <p>①ライフステージに応じた心と体の健康支援</p> <p>②性と生殖に関する健康と権利を重視した健康支援</p> <p>①人権尊重のための意識の浸透</p> <p>②困難を抱えた人の自立のための支援</p> <p>①防災活動に取り組む女性人材の育成</p> <p>②男女共同参画の視点を用いた災害対応力の強化</p>
<p>III</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり</p>	<p>1 男女共同参画意識をつくる啓発活動の推進</p> <p>2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p>	<p>①男女共同参画に関する広報・啓発の充実</p> <p>②グローバルな視点に立った男女共同参画理解の推進</p> <p>①多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実</p>

★ 計画の内容 ★

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍 (女性活躍推進法に基づく佐伯市推進計画)

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】



近年、国をあげて男女共同参画が推進され、社会のあらゆる分野において女性の活躍が増えてきてはいるものの、政策・方針決定の場はまだまだ男性が中心となっていることが多く、女性の参画は十分ではありません。本市では、第4次男女共同参画計画において、市の審議会等^{※1}女性の割合を令和5年度までに50%とすることを目標とし女性の登用促進に取り組んできましたが、令和5年4月時点の調査では38.6%と目標には達しませんでした。前回の計画以降、年々増加傾向にあります。また、市役所の監督職以上における女性の割合は、目標値の17.0%は上回ることができました。ただし、市議会における女性議員の割合は上昇傾向にありましたが12.0%と低下しました。議員は選挙で決定されるため性別のバランスは取りにくいとはいえ、市政に女性の視点を活かす上で欠かせない存在でもあります。令和4年に実施した市民意識調査でも「政治の場」が「平等になっている」とする回答は10.0%しかなく、前回調査の13.0%よりも低下しています。市の審議会や監督職同様に、その女性比率の向上を目指していくことが求められています。

このような状況を改善するため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション^{※2})などの手法を活用しながら、女性の市の審議会委員等への登用や市役所の監督職以上への登用はもちろん、女性議員を目指す人材の育成に努めていく必要があります。女性の政治・行政での参画が進めば、女性からみた就労や育児の視点にたった施策が進められるようになる効果もあると考えられます。

※1 審議会等とは

行政機関が、政策や方針の決定を行う際に意見を求める機関のことで、女性登用率の計算には、教育委員会や監査委員などの行政機関、法令、条例等に基づき設置された審議会等の委員がふくまれています。

※2 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

【ポジティブ・アクションの手法とは】

性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことをいう「クォーター制」や能力が同等である場合に一方を優先的に取り扱うことによって実現する「プラス・ファクター方式」、指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」などがあります。

トピックス

女性の政治参画

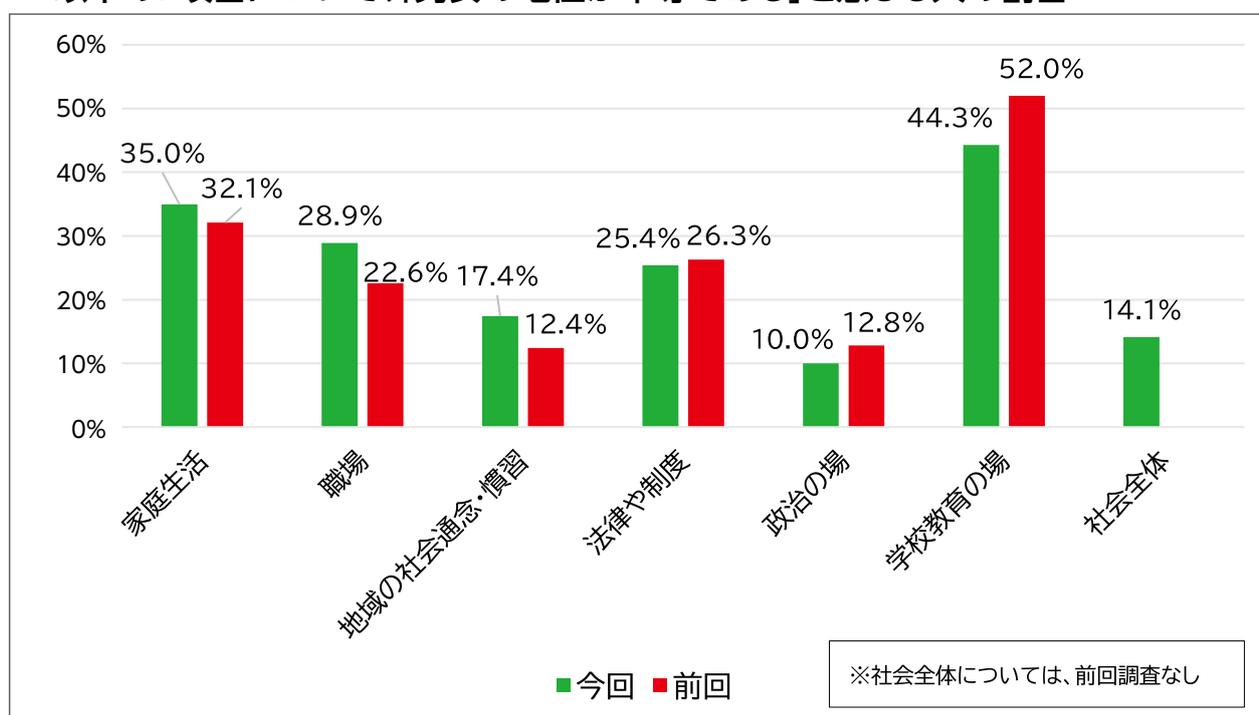
日本は、世界の中でみると、女性の政治参加では後進国です。令和5年に発表された世界経済フォーラムの政治分野での男女平等は146か国中138位でした。

また、内閣府が作った「都道府県別全国女性の参画マップ〔令和4年作成〕(地方議会編)」でも大分県は市議会議員の女性割合が47都道府県中46位です。

こうしたなかで、平成30年5月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方議会の選挙においても、男女の候補者ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。令和3年に発表された内閣府「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」では、立候補を諦める要因として、女性では「当選した場合、家族生活との両立が難しい」や「自分の力量に自信が持てない」が男性より多くなっています。

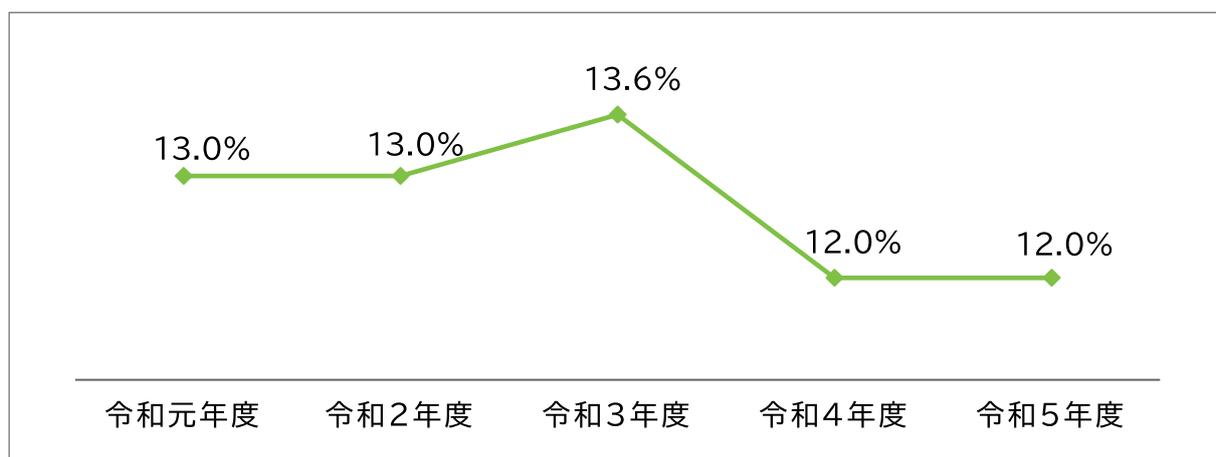
また、平成30年に発表された「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」では、女性地方議員の課題として「女性として差別されたりハラースメントを受けたりすることがある」とする回答が多くなっています。女性の政治参加を進めるためには、こうした環境を変えることが必要です。

以下の7項目について、「男女の地位が平等である」と感じる人の割合



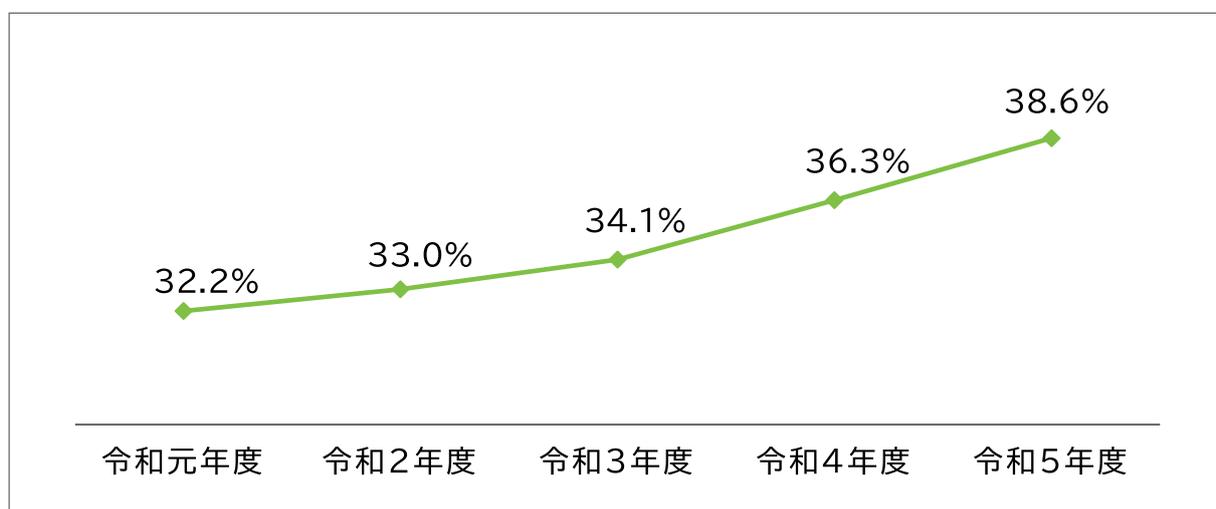
(資料/R4 市民意識調査)

〈市議会における女性議員の割合の推移〉



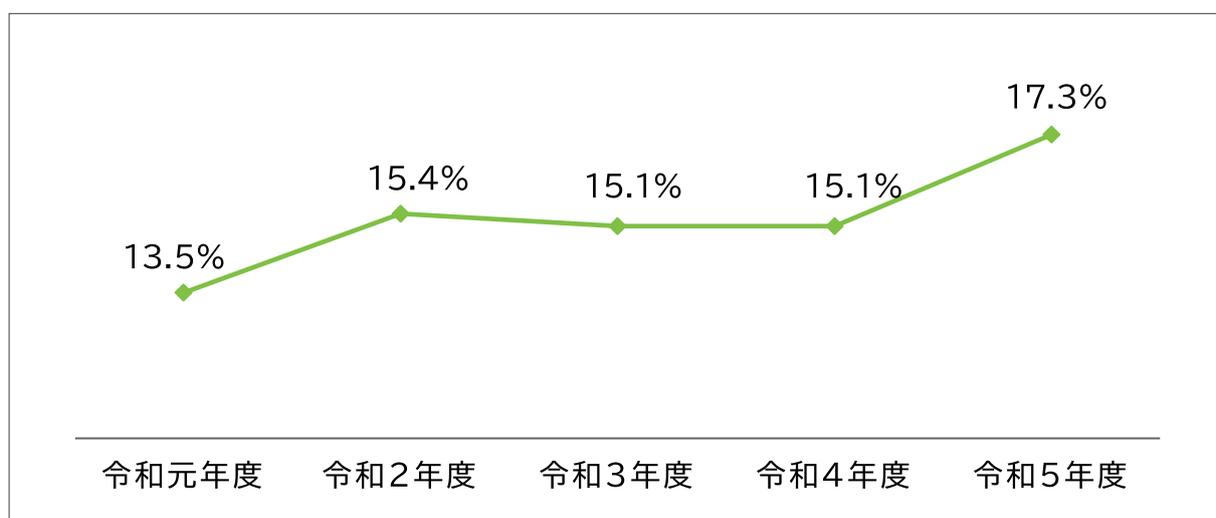
(資料/佐伯市議会事務局)

〈市の審議会等における女性委員の割合の推移〉



(資料/第4次佐伯市男女共同参画計画各施策の進捗状況調査)

〈市役所の監督職以上における女性の割合の推移〉



(資料/佐伯市総務課)

施策① 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性職員の職域の拡大及び監督職以上への登用を推進します。	総務課
2. 審議会・委員会等委員への女性委員の積極的登用に努めます。	関係課
3. 総合計画の策定や進捗管理など、まちづくり方針等の検討の場における女性の参画を促進します。	政策企画課
4. 会議等に子育て中の人参加しやすいよう託児サービスを提供します。	関係課

施策② 女性リーダーの育成

主 な 取 組	担 当 課
<p>1. 女性活躍推進団体の育成や新たな地域コミュニティ組織の構築について検討を進める際に、女性リーダーの育成や連携に取り組みます。地域のニーズに応じた男女共同参画視点を生かしたリーダーの育成にも努めます。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●佐伯市地域女性活躍推進事業 ●地域コミュニティ協議会発足時の女性リーダーの育成及び継承 	<p>福祉保健企画課</p> <p>コミュニティ創生課</p>
<p>2. 企業や各種機関、団体で活躍している女性リーダー等の情報交換の場を設けます。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●佐伯市地域女性活躍推進会議 ●女性活躍さいきキャリアアップセミナーの開催 	福祉保健企画課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和5年度	目標値 令和10年度 (2028年度)
市の審議会等の女性委員の割合	38.6%	50.0%
市役所の監督職以上における女性の割合	17.3%	23.0%
女性市議会議員の割合	12.0%	30.0%

施策の方向2 職業生活における女性の活躍の推進

【現状と課題】



これまで、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、制度面では男女平等に向けた改善が行われてきました。しかし、配置や職務分担、昇進、教育訓練の機会などにおいて性別による取扱いの不平等感が残っており、男女間の賃金格差も存在しています。

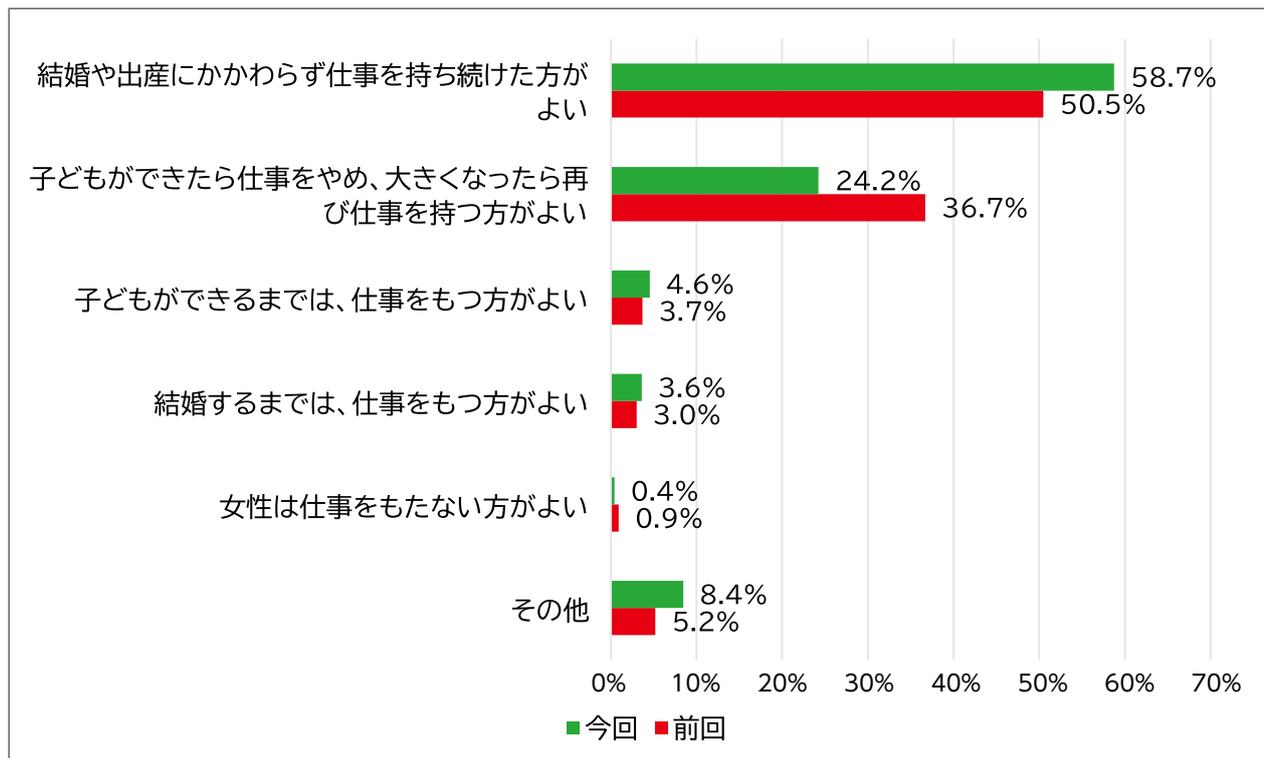
市民意識調査においては、「女性が職業を持つことについて、どう思いますか」との質問に対し、「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方がよい」が前回の50.5%からよりも58.7%に増加しています。一方で、「子どもができたら仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」は前回36.7%から24.2%に下がっており、就業継続志向が強くなっています。

また、「女性が生涯にわたり仕事を続けるためには、どのような支援や改善が必要だと思いますか」との質問に対し、「育児・介護休業制度等の充実」、「賃金・昇給・昇進・昇格等の男女間の格差解消」、「保育・介護などの支援施設やサービスの充実」が期待されています。なお、「育児・介護休業制度等の充実」や「保育・介護などの支援施設やサービスの充実」などで女性が高いことにも留意する必要があります。「育児・介護休業を取るために、どのようなことが必要だと思いますか」との質問をみていくと、「取りやすい職場の雰囲気」、「事業主や管理職の理解」、「育児・介護休業中の経済的な援助」が期待されているなかで、「取りやすい職場の雰囲気」、「育児・介護休業中の経済的な援助」、「育児・介護休業取得後、スムーズに職場に復帰するための支援」では女性が高くなっています。注目すべきは、「代替要員の確保」の男性の高さです。男性が育児・介護休業をとれない要因と考えられます。男女の視点の違いを踏まえた施策づくりが大切です。

「女性活躍推進法」では、就労の場で女性が男性と対等に働き、決定の場に参画できるような環境の整備が求められています。市民意識調査では職場の平等をみると、「教育や研修制度」や「募集や採用条件」では男女ともに平等が進んできています。ただし、「仕事の内容」では男性が女性より平等でないと感じ、「賃金」「昇進・昇格」「人事配置」が女性は男性より平等でないと感じています。職場の男女平等を進め、性別による平等感の違いがなくなるよう、本市においても、企業や事業所と連携を図りながら、啓発や調査や支援を通じて、すべての人に女性も男性も活躍しやすい環境となるよう目指していきます。

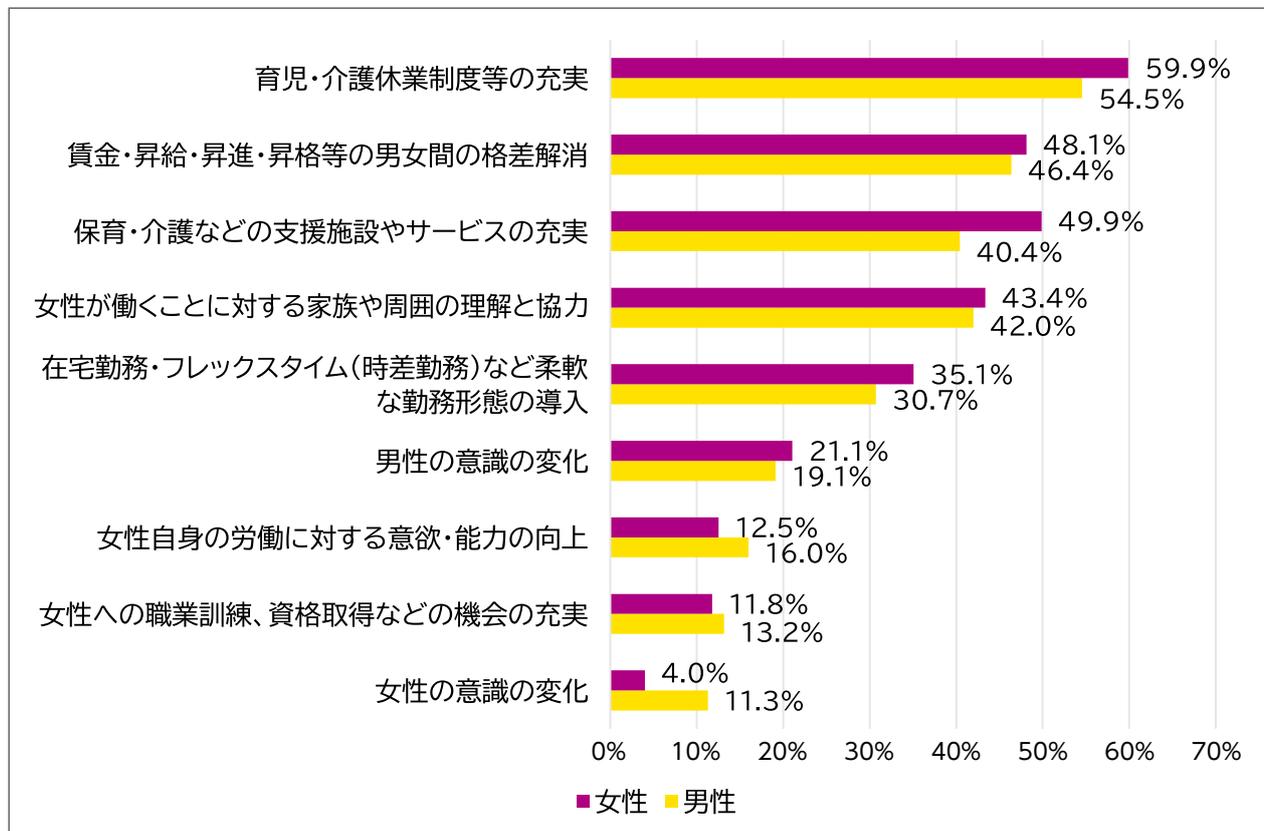


女性が職業を持つことについて、どう思いますか



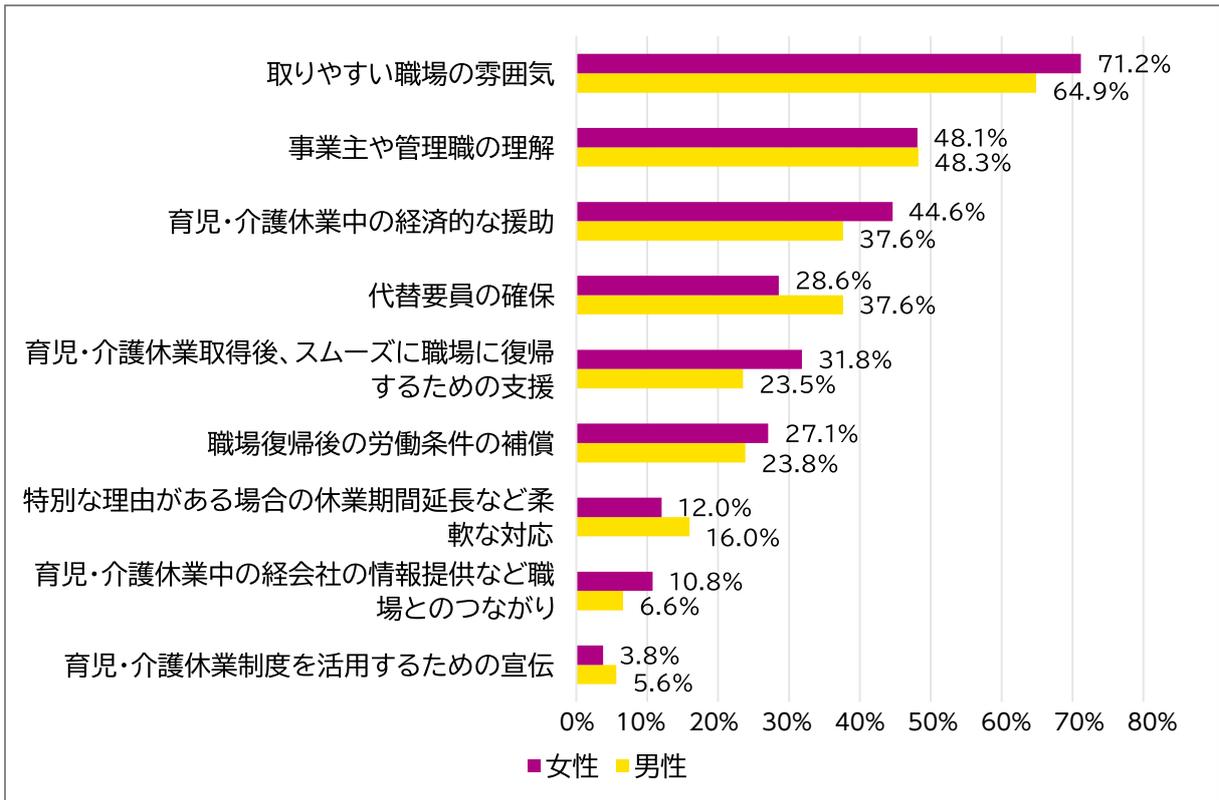
(資料/R4 市民意識調査)

女性が仕事を続けるためには、どのような支援や改善が必要だと思いますか



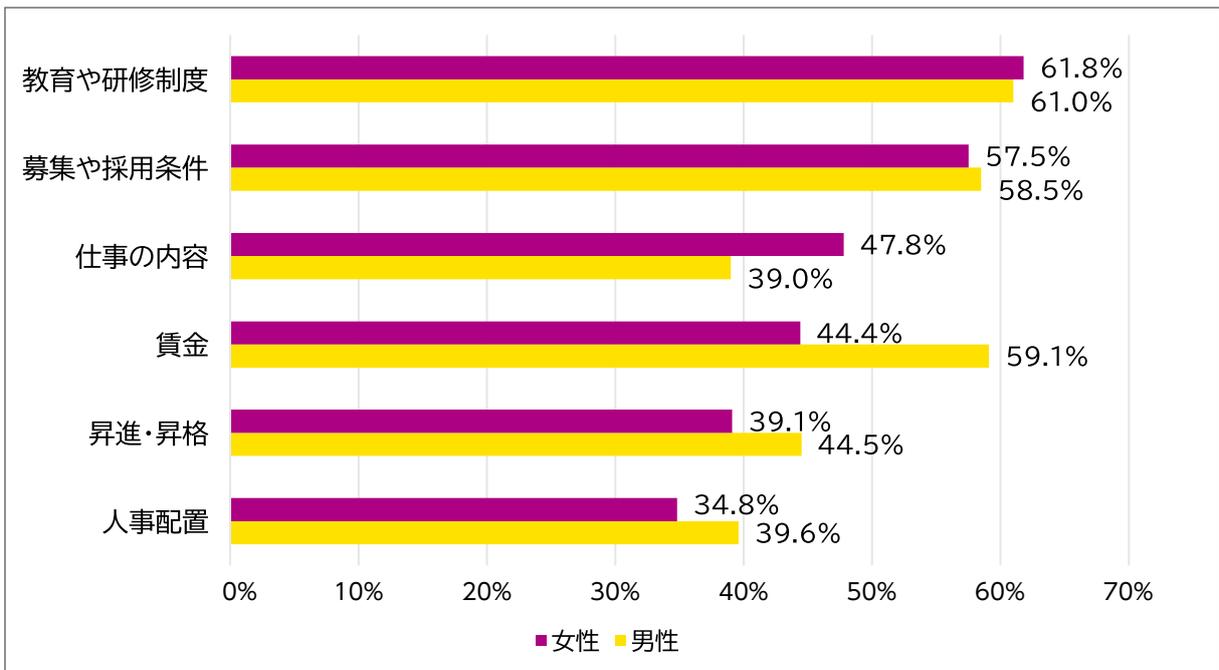
(資料/R4 市民意識調査)

女性も男性も育児・介護休暇を取るために、どのようなことが必要だと思いますか



(資料/R4 市民意識調査)

職場において、「男女の地位が平等」と感じる人の割合



(資料/R4 市民意識調査)

施策① 雇用の分野における男女平等の推進

主 な 取 組	担 当 課
1. 男女が共に働きやすい就業環境をつくるため、市内事業所等に対し「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、労働に関する法律・制度の周知と着実な履行に向けた啓発を図ります。	商工振興課
2. 職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮に関する広報・啓発、大分県主催の「労働講座」への参加促進などにより、民間企業の経営者や管理職等の意識改革を図ります。 ▼関連する主な事業 ●大分県と連携した働き方改革の推進事業	商工振興課

施策② 女性のニーズに応じた就労支援

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性の職業能力の育成に関する情報提供や、佐伯市主催等による就職を支援するセミナーの開催などにより、育児や介護などで離職した女性の再就職や、働くことを希望する女性の支援を行います。 ▼関連する主な事業 ●ジョブカフェおおいた佐伯サテライト ●さいき女性キャリアアップセミナーの開催	商工振興課 福祉保健企画課
2. 女性の再就職や起業についての学習の機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●女性の創業のためのセミナーの開催	商工振興課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
女性の創業のためのセミナー受講者数(延べ人数)	60人	100人

施策の方向3 地域・農山漁村における女性の活躍の推進

【現状と課題】



地域社会における活動団体には、自治委員会、婦人会、PTA、女性ネットワークなど様々な団体やグループが存在し、その活動は暮らしの視点に立ったものであり、取り組む分野も多岐にわたっています。しかし、これらの多くが後継者不足や会員の減少、組織運営の見直しなど、多くの課題を抱えており、男女が地域における役割をこれまで以上に力をあわせて担わないと立ちいかなくなる状況となっています。暮らしの問題をお互いの助け合いで解決しようとするために、まずは男女共同参画の視点を共有し、互いに協力しつながらることによって、暮らしの課題に取り組んでいくことが必要です。

市民意識調査によると、「集会でのお茶汲みや調理などは女性がする」、「代表者は男性から選ばれる慣例がある」など、固定的な性別役割の慣行が根強く存在しているだけでなく、前回よりもその割合が高くなっています。「役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする」も高く、男性による決定が当たり前になっており、男女共同参画にとって大きな課題になっています。

一方、農林水産業では、担い手の高齢化と後継者不足が進む中、労働力不足や過重労働が問題となっています。こうした中、農林水産業に従事している女性は、農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化の担い手となる重要な役割を果たしています。例えば、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムによる都市と農山漁村の交流が進み、農家民宿開設や漁業体験など、女性の能力を生かした多角的な経営による起業が行われ、地域の活性化に大きく貢献しています。また、農林水産物の加工や直売に取り組む女性団体も増加しています。今後も、このような雇用創出や地域活性化を図る農林水産業の6次産業化が進み、より一層女性の活躍が期待できます。

しかし、農林水産業は、時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難であり、現状として女性は家事労働も含め長時間労働になりやすく、日頃から果たしている役割も正しく評価されているとは言い難い状況にあります。そのため、女性も男性も対等な経営パートナーとして能力を発揮し、いきいきと暮らし、働くことができるよう、固定的性別役割分担意識^{※1}やアンコンシャス・バイアス^{※2}の解消や、経営等意思決定の場への参画など男女共同参画の理解を深めていく必要があります。

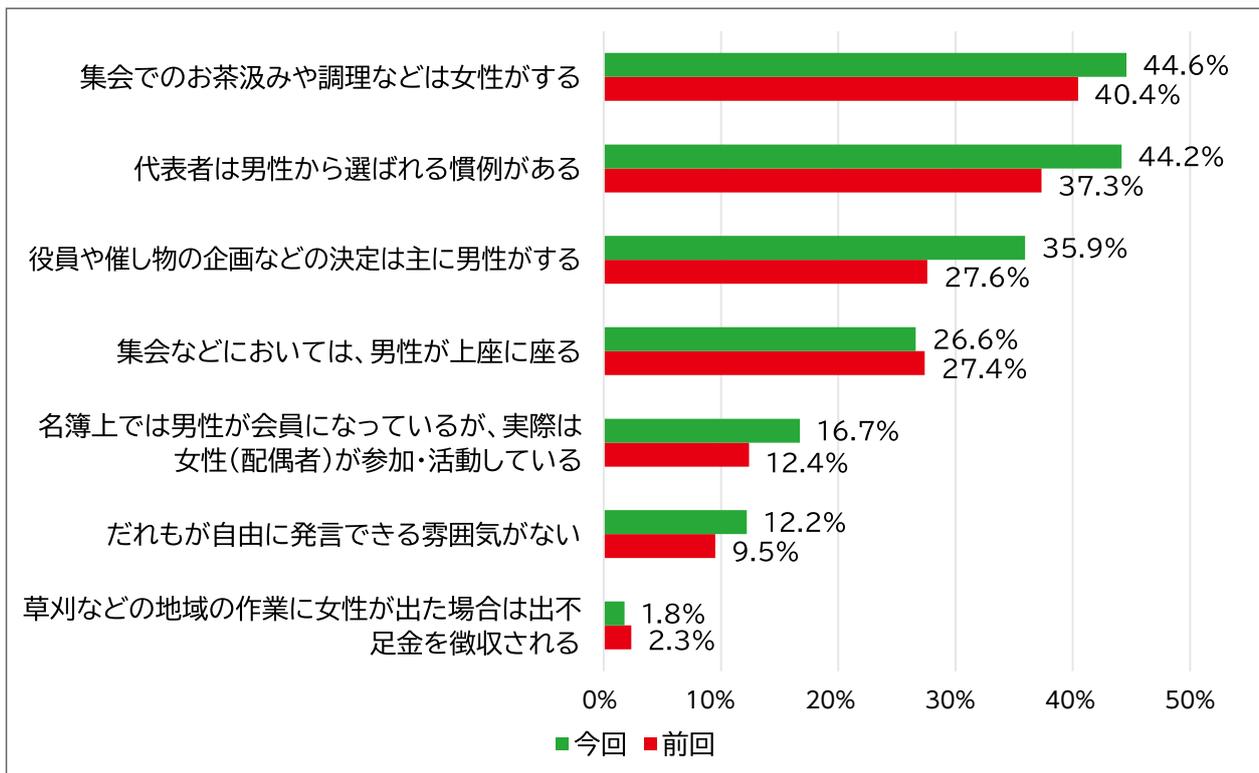
※1 固定的性別役割分担意識とは

性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のことで、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により性別で役割を決めている例です。

※2 アンコンシャス・バイアスとは

誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、形成概念、固定観念となっていくといわれています。

あなたの地域では次のようなことはありますか



(資料/R4 市民意識調査)

施策① 地域における女性の活躍推進に向けた支援

主な取組	担当課
1. 男女共同参画の観点から、区や地域等がよりよい地域での活動等を行えるよう意識啓発などに取り組みます。 ▼関連する主な事業 ●新たな地域コミュニティの構築及び女性や若者の参画	市民課 コミュニティ創生課
2. 地域で活動している様々な団体が、男女共同参画の視点を持った活動団体となるように働き掛けていきます。 ▼関連する主な事業 ●地域コミュニティ協議会内での部会活動の推進 ●佐伯創生推進総合対策事業	地域振興課 コミュニティ創生課
3. グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等、女性に配慮した実践者研修会を行います。 ▼関連する主な事業 ●グリーン・ツーリズム受け入れ研修会	観光・国際交流課

施策② 農山漁村における女性の参画拡大・働きやすい環境づくり

主な取組	担当課
1. 直売所などにおける女性の起業や経営参画を促進するとともに、地域のリーダーとしても活躍できるよう女性農業経営士や女性農業従事者の活動を支援します。 ▼関連する主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ●経営研修会 ●海と山の交流会 ●就労環境の整備支援 	農政課
2. 家族経営協定の普及・促進に努めます。	農業委員会 農政課
3. 農林漁業における女性団体の育成と活動の支援をします。 ▼関連する主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ●ウーマンアグリネットおおいたへの参加支援(農業委員・農地利用最適化推進委員) ●佐伯地区ふるさと起業グループ連絡協議会の活動支援 ●おおいた AFF 女性ネットワーク南部支部の活動支援 ●漁協女性部が行う魚食普及活動への補助金支給 	農業委員会 農政課 水産課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
代表者は男性から選ばれる慣例があると回答する人の割合 (市民意識調査)	44.2%	20.0%以下
認定農業者 ^{※1} における家族経営協定 ^{※2} 締結割合	33.6%	40.0%

※1 認定農業者とは

農業経営改善計画書が、市町村の策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適当と認められ、その計画の認定を受けた農業経営者。農業経営改善計画とは、農業経営を営む者または営もうとする者が、農業経営の規模拡大等を図るために作成する計画である。

※2 家族経営協定とは

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

施策の方向4 ワーク・ライフ・バランスの実現

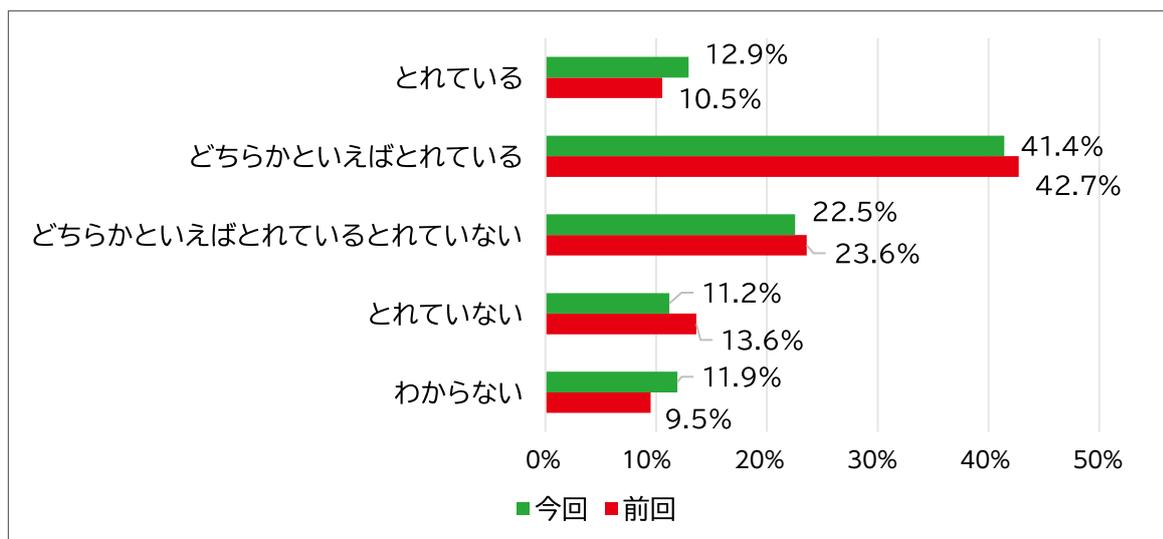
【現状と課題】



ワーク・ライフ・バランス※の実現は、「家庭」か「仕事」かのどちらかを選択するのではなく、生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができる豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。さらには、企業にとっては生産性の向上、地域活動の活性化等、社会全体の好循環にもつながります。

しかし、市民意識調査によると、「あなたは現在、仕事と家庭・地域・個人生活で、ご自身のやりたいことができるようにバランスがうまくとれていますか」との質問に対し、54.3%が「とれている」「ややとれている」と回答しているものの、45.6%が「とれていない」「ややとれていない」「わからない」と回答は大きく2つに分かれています。なお、前回調査より若干改善してはいますが、前回目標値とした「とれている」「ややとれている」割合の70.0%を大きく下回りました。これは経済活動など暮らしを取り巻く状態が関係していると思われるのですが、今後はバランスが取れていないと考えられる働き方の問題について、長時間労働の是正や収入の安定など、労働者が安心して育児・介護に参加できる環境づくりを早急に進めることが求められています。「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2020」による国の新しい数値目標も参考にしながら、行政、市民、事業所、地域等様々な主体が連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

ご自身のやりたいことができるように「ワーク・ライフ・バランス」がうまくとれていますか



(資料/R4 市民意識調査)

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは

人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

施策① 職場における両立支援の推進

主な取組	担当課
1. ワーク・ライフ・バランスについて、広報誌や市公式ホームページ・SNS による情報提供、ポスター掲示等により、広く市民に対する啓発を図ります。	商工振興課 福祉保健企画課
2. 市職員の職場の業務量を把握し適切な人員配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	総務課
3. 事業所訪問や佐伯商工会議所等との連携により、事業所への広報・啓発を行います。 ▼関連する主な事業 ●企業訪問	商工振興課 福祉保健企画課
4. 特定事業主行動計画に掲げる休暇制度の周知などに努め、男性職員の育児休業取得を目指します。	総務課

施策② 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり

主な取組	担当課
1. 多様なニーズに対応した保育・育児サービスの充実を図ります。 ▼関連する主な事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●休日保育事業	こども福祉課
2. 介護者の負担の軽減を図るとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めます。 ▼関連する主な事業 ●総合相談支援業務 ●介護教室等の開催 ●ねたきり老人等介護手当支給事業	高齢者福祉課
3. 要介護高齢者の需要に応じた介護サービスの確保に努めます。 ▼関連する主な事業 ●居宅介護サービス ●施設介護サービス ●地域密着型介護サービス ●おむつ等助成事業	高齢者福祉課
4. 学校・家庭・地域が連携して子育てを行う「教育の協働」を推進します。 ▼関連する主な事業 ●家庭教育講座	社会教育課

指標及び目標値

指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
「ワーク・ライフ・バランス」がうまく取れていると回答する人の割合 (市民意識調査)	54.3%	80.0%
「女性活躍推進宣言」をしている企業数	11社	15社
市役所の男性職員育児休業取得率	18%	30%

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

施策の方向1 配偶者等からの暴力の根絶

(DV防止法に基づく佐伯市DV対策基本計画)

【現状と課題】



DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等社会の実現の妨げとなっています。DVは、様々な形態の暴力を使い、相手を思い通りに動かし、相手の人格や意見を尊重せず、自分の考えや価値観を一方向的に押し付けたりする「力と支配の関係」が根底にあります。また、外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、その上加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況から、国においては、平成13年4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的としてDV防止法を制定しました。さらに、「改正DV防止法(令和6年4月1日施行)」では、被害者への接近などを禁止する保護命令の対象被害者を、殴る蹴るといった暴力による身体的DVだけでなく、「自由、名誉、財産に対する脅迫」を追加し、言葉や態度で相手を追い詰める「精神的・性的・経済的DV」に拡大されます。

しかしながら、DVの被害は増え続けています。市民意識調査では、9割の人がDV防止法の存在を知っており、市民にとっても関心のある問題であることが分かります。こうしたなかで、本市においては、「第4次佐伯市男女共同参画計画」においても、重点課題として、女性に対する暴力の根絶を掲げ、DV防止と被害者支援に努めてきました。しかし、根絶には至っていません。引き続き第5次計画においても重点課題とします。

近年の厳しい経済情勢による生活困窮、家族関係の多様化、通信手段の変化等により相談内容は多様化・複雑化し、相談対応件数も年々増加してきています。市民意識調査では、「大声でどなる、なぐるふりをしておどす」などの被害を受けた人は8.2%と決して少なくありません。「命の危険を伴う暴力」を受けた人もおり深刻です。その相談先は、家族や友人が多く、その他の相談窓口はあまり利用されていません。相談しない理由を自由記述でみると「大した問題ではない」と考える人がいる一方、「相談する相手がない」と孤立している場合もあります。

これらのことから、DVに対する正しい理解を図り、市民一人ひとりがDVを身近な問題として捉え、被害を受けたらすぐに相談にいけるように、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できる環境の整備が必要です。

過去5年間に親密な関係にある者の間で、次の行為をあなたがしたり、相手から受けたことはありますか

	殴る、蹴る、たたき、突き飛ばす	命の危険を伴う暴力	大声でどなる、なぐるふりをしておどす	家具や食器などを投げたりしおどす	何を言っても長時間無視し続ける	「誰のおかげで食べられるんだ」と言う	交友関係、外出、電話、郵便物、メールなどを細かく監視する	社会的な活動や就職などを許さない	生活費を渡さない、食事をさせない	見たくないのに、ポルノ動画やポルノ雑誌を見せる	嫌がるのに、性的な行為を強要する
した	16	1	34	9	21	8	7	9	0	0	5
受けた	28	7	60	26	45	33	17	10	8	2	15

単位:人 (総数729人中) (資料/R4 市民意識調査)

(DVを受けたとき、)だれかに打ち明けたり、どこかに相談したりしましたか

警察	婦人相談所(配偶者暴力相談センター)やその他の公的な機関	法務局、人権擁護委員、民生委員、自治委員	SNS相談	家族・親せき	友人・知人	職場の同僚や上司、アルバイトの関係者	医療機関	学校関係者(教員、養護教諭、スクールカウンセラー)	相談しなかった
5	4	0	1	39	33	5	4	3	40

単位:人(総数729人中)(資料/R4 市民意識調査)

施策① 配偶者等の暴力の根絶に向けた意識啓発

主な取組	担当課
<p>1. DV防止に向けた広報・啓発活動を推進します。配偶者等に対する暴力は、犯罪行為であるという社会認識を徹底し、暴力の根絶に努めます。</p> <p>▼関連する主な事業 ●パープルリボン啓発展示</p>	福祉保健企画課
<p>2. デートDVなど若い世代の男女間におけるDVも問題となっていることから、市民への啓発と学校教育におけるDV防止教育の推進に努めます。</p>	福祉保健企画課 学校教育課

施策② 被害者の相談・連絡体制の強化

主な取組	担当課
<p>1. 被害者が届出や相談がしやすくなるように、市の相談体制の充実に努めます。また、国や県を始め、被害者支援のネットワーク等、DVに関する相談に対応している機関等の相談先情報の周知を図ります。</p>	福祉保健企画課 関係課
<p>2. 「DV防止法」、「ストーカー行為等の規制に関する法律」に基づき、被害者からの申出があった場合は、加害者等からの住民票等の請求を拒み被害者を保護します。</p>	市民課
<p>3. 警察署、大分県婦人相談所や大分被害者支援センター等関係機関との連絡体制を強化し、DVや性犯罪やストーカー行為に関する相談及び一時保護を行います。さらに、DV被害者等の生活再建へ向けた支援の実施に努めます。</p>	福祉保健企画課 こども福祉課 高齢者福祉課 社会福祉課 障がい福祉課 建築住宅課
<p>4. DVや性暴力等に関する研修機会を提供します。</p> <p>▼関連する主な事業 ●オンライン(サテライト)を含む研修会</p>	福祉保健企画課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
DV被害者で相談をしなかったと答えた人数(市民意識調査)	40人	0人
DV 加害者の回答件数(市民意識調査)	34件	0件

トピックス

パープルリボン
「女性に対する暴力根絶運動」のシンボル



暴力の被害者にとって世界をより安全なものとするを目的として、1994年、アメリカでレイプや虐待のサバイバー(事件や事故、災害などに遭いながら生き延びた人)らによって結成されたプロジェクトから、パープルリボンの運動が始まりました。

現在、40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルとして使われています。

毎年11月12日から11月25日(11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日)

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

「パープルリボン啓発展示&パープルライトアップ」



施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】



男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」※1の視点が重要となります。そのため、互いの性差への理解促進や、性差に応じた健康づくりを支援するとともに、母子保健の充実に努めることが必要です。妊娠や出産のみならず、心身のバランスを崩しやすい思春期・更年期などのライフステージに応じた心と体の健康支援も必要となります。

また、女性が安心して働き続けるには、生理メカニズムを理解する月経リテラシー※2を男女ともに学び、生理の仕組みに配慮した働き方にしていくことが男女共同参画には必要です。

市民意識調査では、「あなたはご自身の老後について不安に思うことがありますか」との質問に対し、「年金や生活費のこと」が最も高く、ついで「健康のこと」と答えています。これらの項目は女性で高くなっています。「入院や入所(ホーム)した時の費用」も女性が高く、女性が老後の経済状況を男性以上に心配しています。一方で、男性は「配偶者に先立たれる(先立たれた)こと」が高く、男性は孤立感を感じやすいことが分かります。

今後も、ライフステージや性別の観点もふまえた適切な健康の保持・増進が行えるよう、自殺予防の視点も含めて保健・医療・福祉などが連携して、その都度課題に応じた対策の充実に講じていく必要があります。

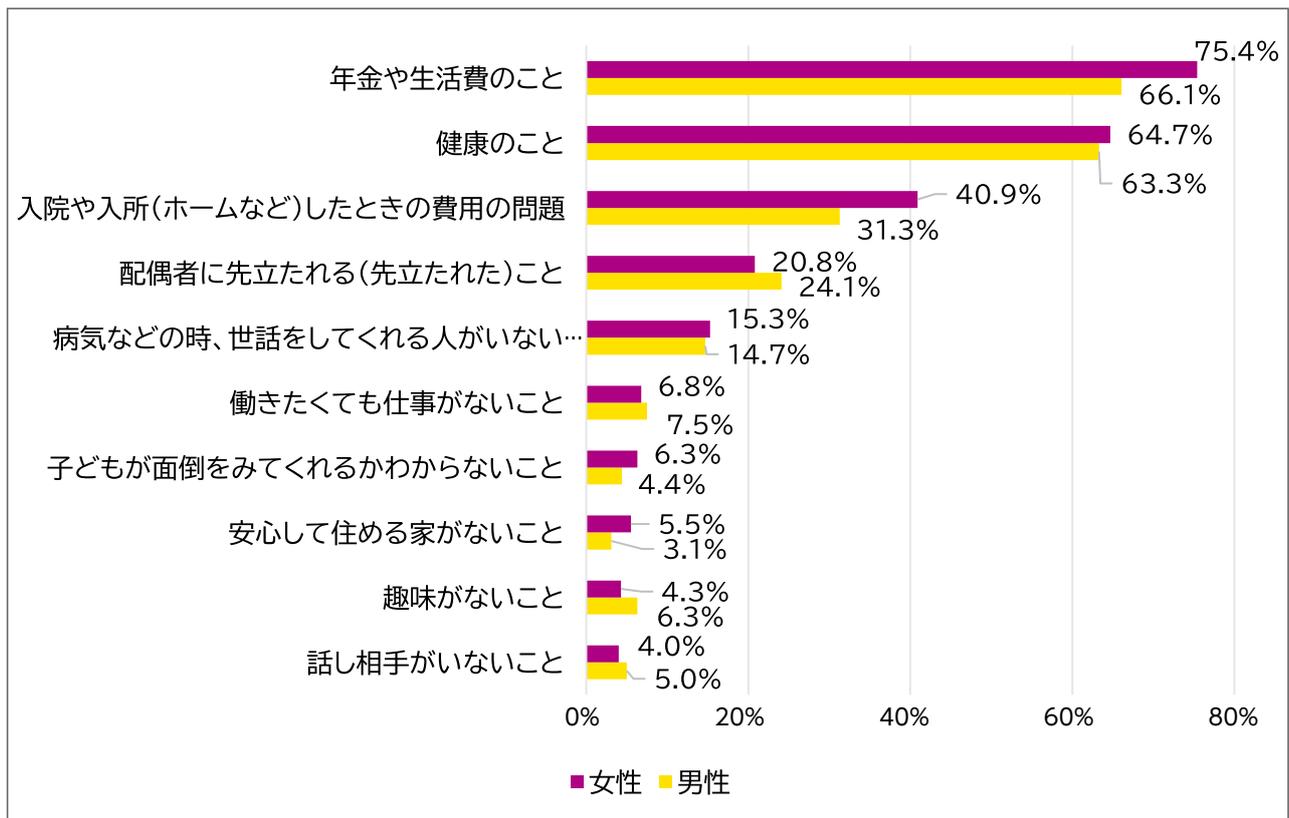
※1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは

日本では「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

※2 月経リテラシーとは

生理についての正しい知識を得るための教育のこと。伊藤華英(一般社団法人スポーツを止めるな理事)が『これからの人生と生理を考える』(2023年、山川出版)で普及を呼びかけています。生活・仕事・老後などあらゆる場面へ影響を及ぼす生理について、一緒に働き生活する男女ともに正しい理解がなければ生理による健康障害はなくなり、女性の社会への参加を阻害していきます。

老後について不安に思うことがありますか



(資料/R4 市民意識調査)

施策① ライフステージに応じた心と体の健康支援

主な取組	担当課
1. 健康づくりのための各種事業の充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●特定健診・特定保健指導等 ●各種がん検診 ●歯周病検診	健康増進課
2. 健康づくりや疾病予防のため、自ら健康管理を行えるよう、健康や食生活に関する知識の普及と保健師や栄養士による相談・助言を行います。 ▼関連する主な事業 ●健康教室(はつらつ栄養教室・地区栄養教室・地区高齢者栄養教室業等) ●健康相談 ●訪問指導 ●食育サポーター派遣事業 ●巣立つ君たちへの自炊塾 ●食育ワークショップ	健康増進課 ブランド推進課
3. 自殺予防のための相談、普及・啓発に努めます。 ▼関連する主な事業 ●所内相談等(随時) ●こころの健康講演会、思春期こころの講演会の開催 ●街頭・市報による普及啓発活動、市内高等学校へパンフレット等配布	障がい福祉課
4. 生涯スポーツの普及に努めます。 ▼関連する主な事業 ●各支部・各地区体育協会でのスポーツ大会や教室の開催 ●女性に関するヘルスリテラシー教育(リーフレット配布等)	体育保健課

施策② 性と生殖に関する健康と権利を重視した健康支援

主な取組	担当課
1. 妊娠・出産に関する情報提供や健康診査・保健指導などの充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●妊婦健康診査 ●妊婦歯科健診 ●妊婦相談 ●乳児家庭全戸訪問	健康増進課
2. 不妊治療助成事業の活用を促進します。 ▼関連する主な事業 ●子宝支援事業	健康増進課
3. 性感染症2次感染・感染拡大の予防を目的として、性感染症についての知識の普及・啓発、情報提供に努めます。	健康増進課
4. 学校教育を通じて、適切な性に関する教育を推進します。 ▼関連する主な事業 ●性教育に関する講座等 ●思春期健康教室	学校教育課 健康増進課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
子宮頸がん受診率(対象者:20~69歳)	24.3%	34%
老後に健康のことを不安に感じる人の割合(市民意識調査)	75.4%	50%

巣立つ君たちへの自炊塾



施策の方向3 人権の尊重と自立への支援

【現状と課題】



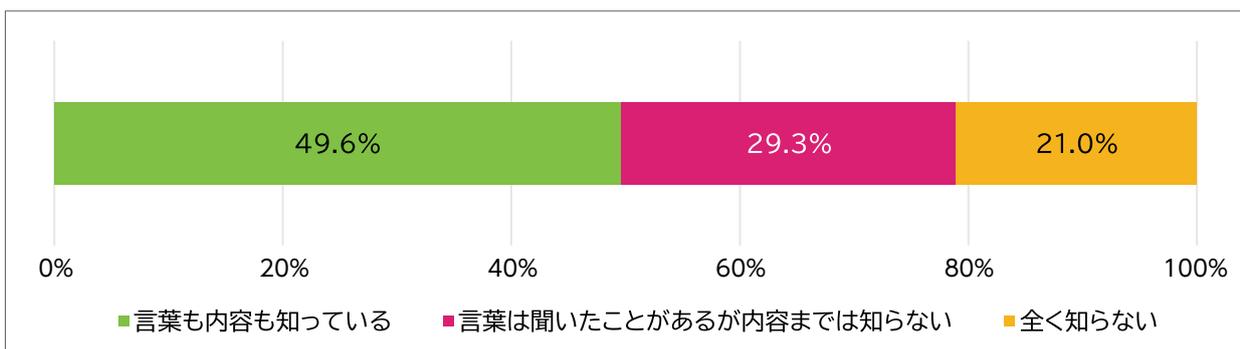
市の基本政策である「人が交流し、活力あふれるまちの創生」のためには、年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、男女共同のまちづくりを進めていく必要があるため、市では、令和6年4月から「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、多様性を認め合う意識の醸成に努めます。

市民意識調査においては、「LGBTQ+※という言葉を知っていますか」との質問に対し、前回「内容まで知っている」と回答した人は22.4%でしたが、今回は49.6%に急増しています。このように性の多様性への理解が急速に広がっており、性の多様性を容認する社会の実現が求められています。このことを反映して、市民意識調査において、同姓でのカップルを自治体が承認する「パートナーシップ制度*は必要ですか」に対し、「必要」「どちらかといえば必要だと思う」をあわせると74.3%と導入には積極的な結果となり、多様性を認め合う人権尊重の意識の高揚が進んでいることがわかります。

また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等の中には、様々な困難を抱える人々が増加しており、特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。

今後も、困難を抱えた人の自立の手助けとなるよう、生活の安定と経済的自立に向けた就労支援を行うとともに、家庭の経済状況により子どもの教育環境や健康状態に差が生じないための経済的支援を行う必要があります。

LGBTQ+という言葉をどの程度知っていますか

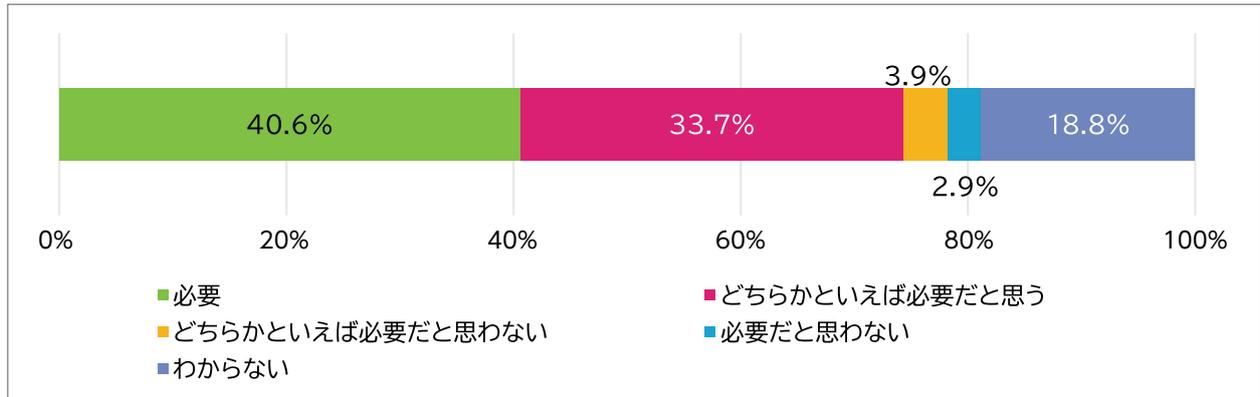


(資料/R4 市民意識調査)

※LGBTQ+とは

女性の同性愛者であるレズビアン (Lesbian)、男性の同性愛者であるゲイ (Gay)、両性愛者であるバイセクシュアル (Bisexual)、体の性と心の性が違う人であるトランスジェンダー (Transgender)、の頭文字を並べたもので、性的マイノリティのことをいいます。これに自身の性のあり方がまだわからない人、決めている人、決めていることをクエスチョニング (Questioning) と表現しています。最後の+(プラス) は、こうした言葉では表現しきれないことを表しています。

パートナーシップ宣誓制度について、どのように思いますか



(資料/R4 市民意識調査)

トピックス

佐伯市パートナーシップ宣誓制度

●パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市長が受領証を交付する制度。2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で施行され、その後、多くの自治体で導入されています。佐伯市では、令和6年4月1日から制度を開始します。



●レインボーフラッグ

レインボーフラッグ(虹の旗)は6色から構成されており、LGBTの社会運動を象徴する旗で、多様な性を生きる人を理解し、認知しているという意思表示を表します。佐伯市では、レインボーフラッグを活用した啓発等を進めていきます。



施策① 人権尊重のための意識の浸透

主な取組	担当課
1. 女性の人権を尊重する啓発を行うことにより、男女共同参画の視点に立った意識改革の推進を図ります。 ▼関連する主な事業 ●人権市民講座 ●男女共同参画市民講座	福祉保健企画課
2. 市民、事業者に対し、「セクシャル・ハラスメント」や「マタニティー・ハラスメント」などは人権侵害であるという認識の浸透を図るため、学習機会の提供や意識啓発を図ります。 ▼関連する主な事業 ●企業訪問	福祉保健企画課 商工振興課
3. 佐伯市職員の「職員のハラスメントの防止等に関する規定」に基づき、男女ともに働きやすい職場環境を確立します。また、問題が生じた場合に適切な対応ができる体制を整えます。	総務課

<p>4. 市民、事業者に対し、性的マイノリティへの差別や偏見の解消に向けた啓発に努めます。</p> <p>▼関連する主な事業 ●佐伯市パートナーシップ宣誓制度</p>	福祉保健企画課
<p>5. 一人ひとりを大切にする教育・学習を推進します。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <p>●人権教育・道徳教育の充実 ●子ども特別支援ネットワーク整備事業</p>	学校教育課

施策②貧困等生活上の困難を抱えた人の自立のための支援

主 な 取 組	担 当 課
<p>1. 多様な形態の家族が、経済的・社会的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援のほか、資格取得のための支援等を行います。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <p>●母子寡婦福祉会への支援 ●母子・父子自立支援員による相談支援 ●子育て短期支援事業 ●母子(父子)家庭高等職業訓練促進費事業 ●生活困窮者自立支援事業</p>	<p>こども福祉課</p> <p>社会福祉課</p>
<p>2. 高齢者や障がいのある人が地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応、必要な支援やサービスの充実に努めます。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <p>●介護保険サービス ●介護予防・日常生活支援総合事業 ●障害福祉サービス ●地域生活支援事業</p>	<p>高齢者福祉課</p> <p>障がい福祉課</p>
<p>3. 経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や就学の援助を行います。</p> <p>▼関連する主な事業</p> <p>●児童扶養手当の支給 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●ひとり親家庭等医療費助成</p>	こども福祉課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
地域の社会通念・慣習が男女平等であると感じる人の割合（市民意識調査）	17.4%	50%

施策の方向4 防災・復興における男女共同参画の推進

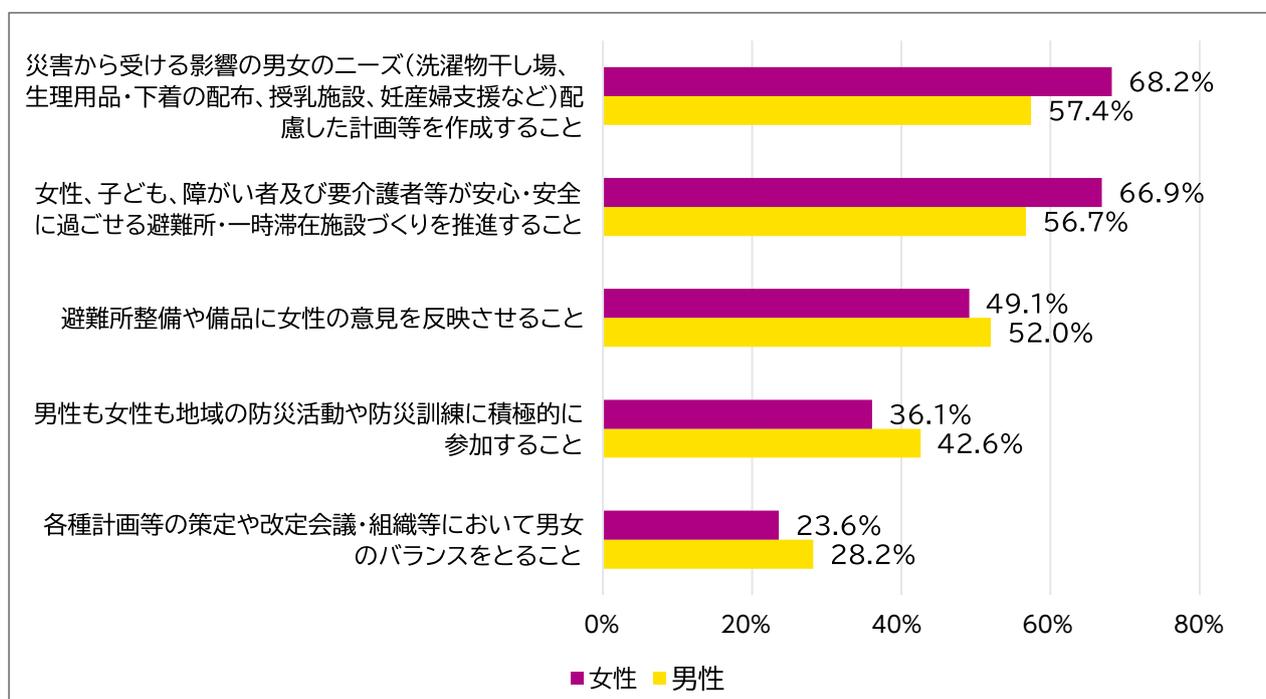
【現状と課題】



災害時には、人々の生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けます。市民意識調査においては、「防災分野における男女共同参画の推進のために、必要なことは」との質問に対し、多くの市民が「災害から受ける影響の男女のニーズ(洗濯物干し場・生理用品・下着の配布・授乳施設・妊産婦支援など)に配慮した計画等を作成すること」や「女性、子ども、障がい者及び要介護者等が安心・安全に過ごせる避難所・一時滞在施設づくりを推進すること」が必要であると思っており、特に、女性の方が強くそのことを望んでいることがわかります。このことは、性別、年齢、障がいのある人、要介護者、性的マイノリティへの配慮が求められており、それぞれのニーズが異なるため、男女共同参画の視点に立った対応が、災害に強い社会の実現にとって必須といえます。その実現に向けては、防災・復興計画などにおける政策決定過程及び防災や災害現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画視点を取り入れた防災・復興対策の推進が重要です。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となります。被害を最小限にとどめ、できる限り早く復旧・復興を行うためには、平常時からの災害を想定したハード面だけでなく、ソフト面の対策も不可欠です。

さらに、地域防災・復興における男女共同参画の視点の推進や、研究・調査・教育・普及による基礎体制の整備、それらの成果の共有・普及も求められています。こうした多角的な取り組みで、全ての人が安全で安心して暮らせる社会、災害に強いまちづくりを推進していきます。

防災分野における男女共同参画の推進のために、必要なことは



(資料/R4 市民意識調査)

施策① 防災活動に取り組む女性人材の育成

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性の防災人材育成の登用・育成を推進します。 ▼関連する主な事業 ●自主防災組織への女性の参画 ●女性防災士の育成 ●女性防災リーダーの発掘・育成 ●女性防災人材や団体の連携促進	防災危機管理課
2. 女性消防団員の活動充実に取り組みます。 ▼関連する主な事業 ●女性消防団員の増加促進 ●活動充実に向けた研修や見直しの実施 ●他団体や女性防災リーダー等との連携促進	消防本部 防災危機管理課

施策② 災害・復興における男女共同参画の視点を反映させた対応

主 な 取 組	担 当 課
1. 防災計画・避難計画等に基づき、女性や子ども、障がいのある人、要介護者等の視点も反映させた対策を講じます。 ▼関連する主な事業 ●防災会議をはじめとする意志決定の場への女性登用の推進 ●男女共同参画視点を反映した防災関連の計画やマニュアル等の作成・改定	防災危機管理課 関係課
2. 防災計画等・避難計画等に基づき、特に被災者の支援において、女性や子ども、障がいのある人、要介護者等の視点も配慮した防災対策を講じます。 ▼関連する主な事業 ●福祉避難所	防災危機管理課 福祉保健企画課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
女性防災士がいる自主防災組織の割合	31.9%	40.0%
女性消防団員の人数	16人	40人
市の防災会議の委員に占める女性の割合	5%	15%

トピックス

地域の女性防災リーダーを増やしていった事例

大阪府茨木市では、各種活動に取り組んでいるさまざまな女性たちに声をかけ、「女性防災リーダー養成講座」を行っています。防災士や消防団など防災に携わるだけでなく、これまで地域で活動してきた団体や自治会の女性たちにも参加を促し、連続講座を開催したことで、防災意識が幅広く浸透しました。講座を通じて育った女性防災リーダーは、地域防災計画等の方針決定過程に委員として参画したり、自主防災組織の運営を担ったりし、防災のあらゆる面に男女共同参画の視点を取り込む人材として活躍しています。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

施策の方向1 男女共同参画意識をつくる啓発活動の推進

【現状と課題】



女性の社会進出が進みその活躍が目立つ一方で、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は以前に比べて低くなっているものの、依然としてまだ根強く残っています。これらは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されたものであり、多様な生き方を妨げる要因となっています。

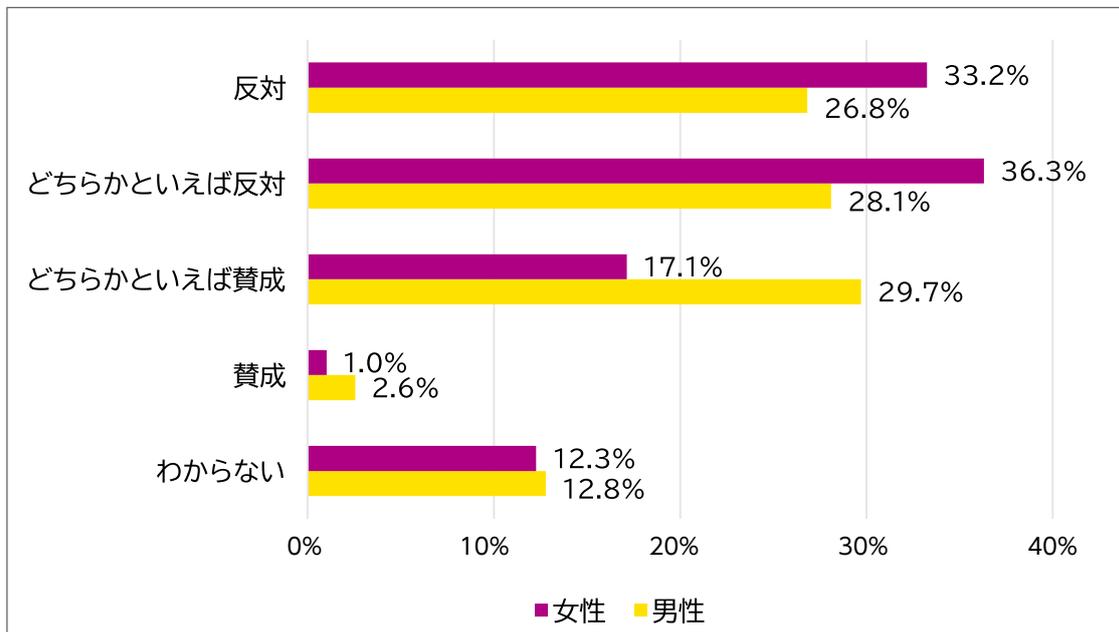
市民意識調査では、「あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どのように考えますか」の質問に対し、男女では考え方が大きく違っています。女性では最も多いのは「反対」ですが、男性では、「どちらかといえば賛成」になっています。男性も「反対」「どちらかといえば反対」をあわせると54.9%と過半数を超えますが、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアスが強いことが分かります。先に紹介した市民意識調査の「男女が平等であると思いますか」の問いに対し、家庭生活や職場で、3割程度しか平等であると回答がなかったことにも、このことを示唆しています。

また、「今後、男女が社会のあらゆる分野でより平等になるためには、どのようなことが必要だと思いますか」との質問に対しても、男女の違いがみられます。女性では「伝統的な慣習やしきたりの中の男女差別をなくす」や「家庭・学校・職場・地域などでの男女平等教育の充実」への期待が男性より高くなっています。一方で、男性は「社会のしくみや制度の改革」が最も高くなっています。女性では身近なところから変えることを、男性は大きな枠組みが変わることから男女平等が進むと考えています。

ほかにも、「女性自身が自覚し、知識や能力を高める」、「女性が経済的に自立するための意識改革」と回答した人が男性よりも女性に多いことから、女性自身も自らの責任が大きいと見ているようです。これに対して、男性の意見として多いのが「女性が積極的に政治や社会活動に参加する」、「社会のしくみや制度の改革」です。男性は、社会の制度的な面を変えていくことを重視しているようです。男性は外部から、女性は内部から変わることを求めている傾向があります。このことは、「女性が積極的に政治や社会活動に参加する」ことを支持する人が男性で高いことにも現れています。

社会における活動やライフスタイルが多様化していく中で、さまざまな社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って、男女双方の意識改革と理解の促進を図るための広報や啓発活動を進めていく必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのように考えますか



(資料/R4 市民意識調査)

施策① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

主な取組	担当課
1. 講演会や人権市民講座等の中で、男女平等に関する学習の機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●男女共同参画講演会 ●人権市民講座 ●人権教育推進指導者の育成	福祉保健企画課 社会教育課
2. メディアにおけるアンコンシャス・バイアスや暴力表現等に対し、様々な情報を正しく入手し活用する力や情報社会において適切な行動をとるために必要な考え方や態度(情報モラル)を育てるための学習機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●男女共同参画市民講座 ●学校における情報モラル教育の充実 ●広報業務に関する啓発	福祉保健企画課 秘書広報課 学校教育課

男女共同参画市民講座



施策② グローバルな視点に立った男女共同参画理解の推進

主 な 取 組	担 当 課
1. 外国語指導助手(ALT)を活用した外国語教育や国際理解教育の推進を通して、グローバルな人材を育成します。 ▼関連する主な事業 ●外国語指導助手(ALT)の派遣	学校教育課
2. 外国籍を有する市民へのサポートを行います。 ▼関連する主な事業 ●商工会による外国人技能実習生に対する研修事業への支援	商工振興課
3. 国際的な人権意識高揚のための研修機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●人権市民講座	福祉保健企画課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (市民意識調査)	男性54.9% 女性69.5%	男女とも 80.0%

トピックス

メディア・リテラシー教育の必要性

メディア・リテラシーとは、テレビ、新聞、ラジオ、インターネット等で発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力のことです。

今日、スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及は日々進化し、所有率も低年齢化しており、必要な情報をいつでもどこでも入手できるようになっています。

それら多くの情報に惑わされず、正しい判別ができるようメディア・リテラシーの向上が重要なものとなっています。男女共同参画の視点からも、メディア・リテラシーの向上が課題となることは、いまだにドラマ、テレビコマーシャル、新聞、雑誌等の中で、「男性は仕事、女性は家事や育児」等といった固定的な性別役割分担を連想させる描写や性的商品化（その性的側面のみを強調し、性的対象物として扱う行為）が発信されることがあるためです。

メディアの中で描かれる男性像・女性像を鵜呑みにするのではなく、主体的に判断できるよう、メディア・リテラシーを身に付けることが大切です。

施策の方向2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

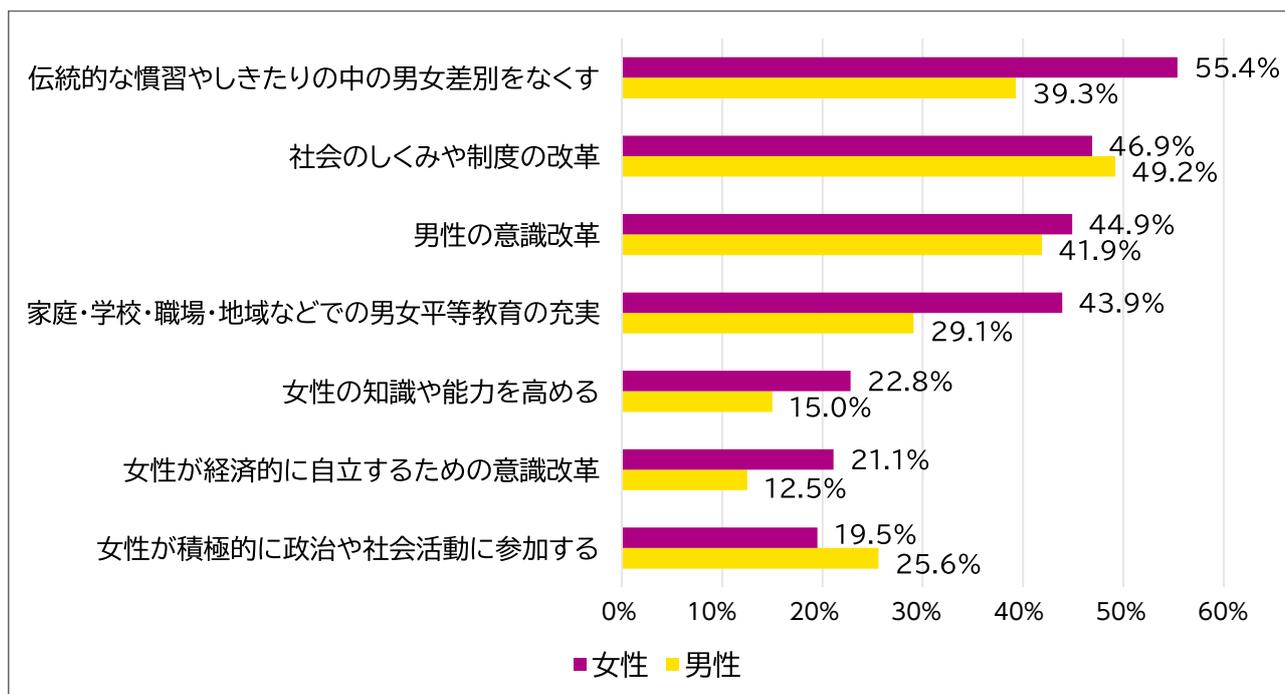


男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとて重要です。

市民意識調査では、「現在の社会や生活は、男女が平等であると思いますか」との質問に対し、「教育の場」では44.3%の人が「平等である」と回答していますが、教育を受けても、その後に関わる「職場」や「政治」では低くなっており、教育を終えると「男女平等の考え方」が剥がれ落ちてしまっていると考えられます。今後も学校教育において、児童・生徒が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図るとともに、それが持続できる社会づくりが必要です。

こうしたなかで、児童・生徒の生き方、能力、適性を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進し、活躍の舞台となる地域、職場、政治それぞれの場で男女平等が進んでいくことが大切です。

今後、男女が社会のあらゆる分野でより平等になるためには、どのようなことが必要だと思いますか



(資料/R4 市民意識調査)

施策① 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

主な取組	担当課
1. 男女共同参画を推進する教育・学習機会を充実させます。 ▼関連する主な事業 ●人権講座 ●高齢者学級 ●成人講座 ●商工会議所関連のセミナー	学校教育課 社会教育課 商工振興課
2. 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。 ▼関連する主な事業 ●佐伯市少年少女発明クラブ ●児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育	学校教育課 商工振興課

指標及び目標値

指 標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度 (2027年度)
社会全体における「男女の地位が平等」になっていると思う人の割合 (市民意識調査)	14.1%	50%

佐伯市立中学校の新しい制服のデザイン展示会



多様な性などに配慮した市内中学校統一の新しい制服の導入に向けた取組として、令和5年8月に「さいき城山桜ホール」などで新しい制服のデザイン展示を行った。

令和5年9月には、児童生徒、市内小中学校の全保護者に、新しい制服のデザインを選ぶアンケートを行っている。

資料

佐伯市男女共同参画社会推進条例	38
佐伯市男女共同参画審議会委員名簿	45

○佐伯市男女共同参画社会推進条例

平成19年3月30日

条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 男女共同参画社会の推進を妨げる行為の禁止等（第12条・第13条）

第3章 市の行う基本的な施策（第14条—第22条）

第4章 相談及び苦情の申出等（第23条・第24条）

第5章 佐伯市男女共同参画審議会（第25条—第29条）

第6章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の推進（以下「男女共同参画社会の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び区等の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）参画 単に参加することではなく、企画・方針の決定など、より積極的かつ主体的に意思決定過程に加わることをいう。
- （2）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会（以下「参画の機会」という。）が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （3）積極的改善措置 男女間において、参画の機会に格差がある場合に、その格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいう。

- (4) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内においてあらゆる事業又は活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。
- (7) 区等 区、自治会その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて作られた団体をいう。
- (8) 市民等 市民、事業者、教育に携わる者、区等をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女は、一人一人が共にかげがえのない人格の主体であり、個人としての尊厳が重んじられること。
- (2) 男女は、直接的であると間接的であるとを問わず、性別によるいかなる差別も受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (3) 男女は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行の影響を受けることなく、社会における活動を自由に選択することができること。
- (4) 男女は、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女は、それぞれが家庭生活と社会生活を両立させ、家庭及び社会の双方において、ともに充実した人生を送ることができること。
- (6) 男女は、お互いの性に関する身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して意思を尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 男女共同参画社会の推進は、国際社会の取組との調和の下に推進されなければならないこと。

(市政における位置づけ)

第4条 市は、男女共同参画社会の推進を市政の最重要課題の一つとして位置づける。

(市の役割)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を策定するとともに、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たっては、市民等、大分県、国等と適切に連携するものとする。

3 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するために必要な体制を整備するとともに、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

第6条 市は、政策等の策定及び実施に当たっては、常に男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

第7条 市は、事業者の一人として、その職場において、自ら率先して男女共同参画社会の推進に取り組むものとする。

（市民の役割）

第8条 市民は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画社会の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者について、性別にかかわらず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その雇用する者が職場と家庭等とを両立できるよう努めなければならない。

（教育に携わる者の役割）

第10条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に配慮して教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければなら

ない。

(区等の役割)

第11条 区等は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に配慮して地域活動等を行うよう努めなければならない。

2 区等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の推進を妨げる行為の禁止等

(性別による権利侵害行為の禁止)

第12条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のいかなる分野であるかを問わず、次に掲げる性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(夫婦(内縁関係を含む。)、恋人等の関係にある男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。)

(表現上の配慮)

第13条 何人も、第三者に対して情報を提供しようとする場合には、前条各号に掲げる行為その他男女共同参画社会の推進を妨げるおそれのある行為を肯定し、又は助長することとなるような表現を用いないように配慮しなければならない。

第3章 市の行う基本的な施策

(基本計画)

第14条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、佐伯市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(市民等に対する広報等の措置)

第15条 市は、男女共同参画社会の推進に関する市民等の理解を深めるとともに、第12条に規定する性別による権利侵害行為等の防止を図るため、広報、啓発、教育の充実等に努めるものとする。

(政策の立案等の過程における共同参画の促進)

第16条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女の参画を促進するため、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員の委嘱に当たっては、可能な限り、委員の総数に占める男女の比率を均等とすることを基本として行うものとし、少なくとも、いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等への広報、調査)

第19条 市は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画社会の推進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

(事業者に対する報告の提出要請等)

第20条 市は、必要があると認めるときは、事業者のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画社会の推進に関する取組について報告を求め、又は適切な措置を講じるよう求めることができる。

(女性の取組に対する支援)

第21条 市は、女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を生かせるよう、さまざまな分野における女性の積極的な取組に対して必要な支援をするよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 市は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 相談及び苦情の申出等

(相談及び苦情の申出)

第23条 市民等は、市の行う男女共同参画施策、第12条に規定する性別による権利侵害行為その他男女共同参画社会の推進に関し、市に対し相談をし、又は苦情の申出をすることができる。

(相談及び苦情の申出に対する措置)

第24条 市長は、前条の規定による相談又は苦情の申出があった場合は、速やかに関係者に対し、必要に応じ説明又は資料の提出等を求め、是正の指示、勧告又は要望その他の必要な措置を行うものとする。

2 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、関係機関等との適切な連携を図るものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じるに当たり、必要と認めるときは、佐伯市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第5章 佐伯市男女共同参画審議会

(設置等)

第25条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、佐伯市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 基本計画の実施状況に関する事項

(3) その他男女共同参画社会の推進に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、市長から意見を求められたときは、速やかに調査審議し、市長に是正の要望その他の意見を述べるものとする。

3 審議会は、男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項について独自に調査審議し、市長に建議することができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

ただし、委員の一部については、公募に基づいて委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長等)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、審議会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第28条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(関係者の出席等)

第29条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出等を求めることができる。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている佐伯市男女共同参画計画は、第14条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、その委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

佐伯市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属・活動団体等	備考
青柳 一恵	女性活躍推進宣言企業 代表取締役	
石井 まこと	大分大学 経済学部 教授	
上尾 大輔	市民活動団体 / 医療法人 院長	
植木 優子	弥生児童館 館長	会長
河野 秀之	佐伯市職員(臨床心理士)	
桑野 恭子	認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク理事	
古手川 美知代	佐伯市母子寡婦福祉会 会長	
佐々木 大	佐伯商工会議所	
柴田 真佑	「弥生防災士会」会長 / 「暮らしつなぎ隊」代表	副会長
柴田 徹也	社会福祉法人希望の森「太陽農園」管理者	
富崎 一真	一般公募	
野口 真裕美	一般公募	
増村 鈴栄	市民活動団体	
三浦 真実	大分県「食育ひろげ隊」講師 / 食育アドバイザー	
盛崎 雄一郎	佐伯人権擁護委員協議会 二部会長	
福田 優子	上堅田小学校 校長	

(五十音順、敬称略)

第5次佐伯市男女共同参画計画

発行日：令和6年（2024年）3月

発行：佐伯市

編集：佐伯市 福祉保健部 福祉保健企画課

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話 0972-22-3085

FAX 0972-22-0025

ホームページ <https://www.city.saiki.oita.jp>

